

山村住民の社会関係の変遷

——金品授受控の分析から——

The Change of Social Relationships in the Mountain Village

倉重加代
Kayo Kurashige

鹿児島女子短期大学

本稿の目的は、山口県宇部市万倉地区に江戸時代より続く農家の金品授受記録（長寿祝、誕生祝、新築祝、香典、火事見舞）の分析を通して、江戸時代末期から1970年代までの、当該地区住民の社会関係の特性を明らかにすることである。まず、祝儀、香典、火事見舞それぞれの記録で贈与者の違いがあり、山村住民の社会関係が行事や出来事により多層的であることを見いだした。また、別稿で分析した婚礼祝儀も含めた経年変化をみると、1960年代に集落内よりも集落外の社会関係の比重が相対的に大きくなる傾向がみられた。今後は本稿で分析した事例の特殊性と普遍性に関する検討と、社会関係のみならず贈答品の分析が課題である。

キーワード：山村、農家、生活構造、社会関係

1. はじめに

生活構造概念を用いた山村分析をすすめるにあたり、筆者は分析資料として個人宅に保管されている贈答（金品授受）控に注目し、その分析を通して山村での人々の営みを明らかにしようと試みている。すでに別稿にて、山口県宇部市万倉地区の山間部に江戸時代より続く農家（M家、N家）の婚礼祝儀記録から、社会関係と贈与品について分析をおこなっている（倉重2017）。本稿では同農家の婚礼祝儀以外の金品授受の記録を取り上げ、19世紀半ばから20世紀半ばまでの、当該地区住民の社会関係の特性を明らかにする。

本稿を記述する前に、婚礼祝儀控の分析から明らかになった社会関係を記しておこう。

分析したのはM家とN家の、明治33（1900）～昭和38（1963）年間の婚礼11事例である。まず、M家とN家があるQ集落内の関係については、少なくとも記録が確認できる1950年代頃までは、結婚する当事者の立場——当主（跡取り）、分家、婿養子、女性の婚出——にかかわらず、集落内のほとんどすべての家から婚礼祝儀を受け取っていたと推測される。親族関係をみると、N家は、嫁いだ者からみて孫の代の婚姻になると、婚礼祝儀がほぼ途絶える。一方、M家については、記載箇所から親類と推測されるものの、今日では確認できない関係の者からも祝儀を多く受け取っていることから、M家のほうが世代を超えた親族関係の広がりを確認できる。このN家とM家の親族関係についてみられる累積差の理由については検討の余地があるが、山村内部の多様性という観点からみると興味深い現象である。

笹森秀雄が、昭和27、28年の札幌市における調査結果より、現世帯主と香奠帳に記載されている各血縁者との関係を、その親等秩序の面から分析整理している。そして、札幌市における家族の世代数が、精々2代ないし3代程度であるという特殊事情に基因するものとは思うとした上で、血族結合においてそのほとんどが4親等内に累積していることを示した（笹森1955 [1986]）。笹森が「特殊事情」と述べた昭和27、28年の札幌における葬礼と、本研究における江戸時代から続く農家N家の婚礼における親族関係の累積状況とが類似している点は興味深い。

また、第二次大戦後、従来の慣習の変化が2つ見られた。一つは贈与者の性別についてで、当事者が女性の場合については女性からの贈与が増加する傾向がみられた。もう一つ、Q集落内の贈与者数についてである。昭和23年まではQ集落内在住のほぼすべての家から祝儀を受け取っているが、昭和38年になると、集落内から受け取っている祝儀が激減している。この間、Q集落の世帯数が激減したわけではないが、集落内で婚礼祝儀授受の慣習を見直しがおこなわれている。

別稿で述べているように、金品授受控を通して分析可能な事項は、社会関係のほか授受される物品の種類とその変化もあるが、本稿では社会関係に限定して分析する。また、本稿で分析する記録が婚礼祝儀授受記録にみられる社会関係と共通点があるのか、出来事の種類により違いが見られるのかも明らかにしたい。

2. 調査の概要

本稿で分析対象とするのは宇部市万倉地区 Q 集落で農業を営んできた M 家、N 家に保管されていた金品授受控のうち、祝儀（長寿祝、誕生祝、新築祝）、香典、火事見舞の記録である。表 1 にその一覧を示している。また、その文書に関わる内容確認や集落の歴史について、M 家、N 家をはじめ Q 集落関係者への聞き取り調査をおこなっている。

所蔵文書は、M 家については明治 29 (1896) 年から昭和 47 (1972) 年までのものが、N 家については文政 6 (1823) ~ 昭和 38 (1962) 年までのものが確認されている。記録の種類により記録の時期が異なるが、本稿で扱う資料の分析対象となる期間は、文政 6 (1823) ~ 昭和 47 (1972) 年の約 150 年間である。M 家は 6 代目からの記録であるが、6 代目のきょうだいが隣集落に分家を構えており、家を分けたタイミングからの記録が確認されている。一方、N 家の 1823~1870 年間の逝去者 5 人分については、N 家に残る他の文書記録と伝言から、1 代目からの記録だと推測する。火事見舞、新築祝は出来事の発生回数自体が少ないので記録も少ないが、逝去年や出生年は事実確認ができていても、葬儀や誕生祝の記録の存在が確認できないものも多い。記録の存在が確認できない理由は明らかではなく、また、分析対象となっている記録に記載漏れや誤記載があることも考えられるが、本稿では記述内容にしたがって記録を分析する。

Q 集落の戸数・人口だが、長州藩で嘉永・安政年間頃に編集されたとされる『郡中大略』には、民政の末端組織が記載されており、該当する地域の畔頭が管轄する中に「Q14軒」とある。これは聞き取り調査で明らかになった Q 集落の屋号（門名）を有する戸数と一致する。『郡中大略』に記されている 14 軒がそのまま当時の Q 集落の戸数か、また、『郡中大略』の記された 14 軒と、屋号を有する 14 軒がすべて同一の家かは明らかではないが、高度経済成長期以前の Q 集落は、これら 14 軒をベースにして戸数・人口の増減があったとみてよいだろう。明らかになっている範囲では、最も戸数が多かったのは明治 43 (1910) 年の 20 戸で、昭和 25 年 (1950) 年頃は 15 戸、87 人であったが、昭和 30 年代後半で 12 戸、昭和 40 年代後半には 6 戸程度になっている¹⁾。

表 1 本稿分析対象の記録

	【M 家】				【N 家】				
	No.	年	西暦	逝去者	No.	年	西暦	逝去者	
香典	1	明治 29	1896	6 代目	6	昭和 15	1940	9 代目二女	
	2	大正 2	1913	7 代目母	7	昭和 21	1946	8 代目三男	
	3	大正 4	1915	8 代目先妻	8	昭和 25	1950	8 代目後妻	
	4	大正 15	1926	7 代目妻	9	昭和 38	1963	8 代目（養子）	
	5	昭和 4	1929	7 代目	10	昭和 47	1972	10 代目	
		【N 家】							
		No.	年	西暦	逝去者	No.	年	西暦	逝去者
		1	文政 6	1823	1 代目*	7	明治 11	1878	4 代目の子（男）
		2	天保 9	1838	1 代目の妻*	8	明治 11	1878	4 代目の子（男）
		3	天保 12	1841	3 代目の子（女*）	9	大正 5	1916	4 代目
		4	安政 5	1858	2 代目*	10	大正 6	1917	4 代目の妻
		5	明治 3	1870	3 代目の子（男*）	11	昭和 22	1947	5 代目
	6	明治 4	1871	3 代目の妻	12	昭和 25	1950	5 代目の妻	
	【M 家】				【N 家】				
	No.	年	西暦	事項	No.	年	西暦	事項	
長寿祝	1	明治 43	1910	6 代目の妻米寿	1	明治 6	1873	3 代目 61 歳	
	2	大正 2	1913	7 代目 61 歳	2	明治 34	1901	4 代目 61 歳	
	3	大正 4	1915	8 代目 42 歳	3	大正 10	1921	5 代目 41 歳	
	4	大正 4	1915	7 代目の妻 61 歳					
誕生祝	1	昭和 5	1930	9 代目の長女	1	明治 40	1907	5 代目長男	
新築祝	1	昭和 26	1951	祝儀：納屋上棟	1	明治 41	1908	納屋新築	
					2	大正 3	1914	本家新築	
					3	昭和 26	1951	納屋上棟	
見舞	1	明治 33	1900	火事	1	明治 38	1905	火事	

注：N 家 No.1~No.5 の逝去者（*）は N 家に残る他の文書記録と N 家の伝言からの推測である。
N 家 3 代目の逝去年月日はわかっているが（明治 24 年）、香典控は確認できていない。

3. 社会関係

3.1 祝儀控——長寿・誕生・新築——

まず、長寿祝、誕生祝、新築祝にみる社会関係について、それぞれ表2-1、表2-2、表2-3に記した。

表2-1 長寿祝にみる社会関係

No.	年 (西暦)	事項	合計人数	Q 集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
M家 1	明治43 (1910)	6代目妻 88歳	18	9	9	7代目妻の親元2 8代目先妻の親元とその親族2 分家2 不明3 (うち集落内2, 村外1)	—
M家 2	大正2 (1913)	7代目 61歳	21	11	10	7代目妻の親元2 8代目親元1 8代目先妻の親元とその親族2 分家2 不明3 (うち集落内1, 村外1)	—
M家 3	大正4 (1915)	8代目 42歳	20	10	10	7代目妻の親元2 8代目親元1 8代目先妻の親元とその親族2 8代目弟1 分家2 不明2 (うち集落内1)	—
M家 4	大正4 (1915)	7代目妻 61歳	16	9	7	7代目妻の親元2 8代目先妻の親元とその親族2 分家1 (A) 不明2 (うち集落内1)	—
N家 1	明治6 (1873)	3代目 61歳	17	10	4	3代目妻の親元1 4代目妻の親元2 不明1	不明3
N家 2	明治34 (1901)	4代目 61歳	19	12	7	4代目妻の親元2 5代目妻の親元1 5代目妹の婚家1 不明3 (うち集落内1)	—
N家 3	大正10 (1921)	5代目 41歳	26	15	8	4代目妻の親元2 5代目妻の親元とその親族3 5代目姉妹の嫁ぎ先3	不明3

注:「分家2」は分家A,B各1を表す。以下同様。

長寿祝は「N家1」以外、明治末期と大正時代に集中しているが、長寿祝は集落内と親族にほぼ限定され、「N家1」(明治6年)、「N家3」(大正10年)の「不明3」も親族である可能性は高い。M家分家のうち1軒は6代目の兄弟で隣集落在住(表2-1のA)、1軒は当初はQ集落内に住んでいたが、少なくとも昭和初期には万倉村の中心部に近いところに転居している(表2-3のB)。M家親族の関係不明のうち、集落内1は後の昭和12年に姻戚関係になるN家で、その前から各種記録の親族欄に記載されていることも多いものの、当時の正確な関係は明らかではない。

ところで、N家では「N家1」にみられた3代目妻の親元が、「N家3」ではみられない。N家は、婚礼祝儀において、嫁いだ者からみて孫の代の婚姻になると、婚礼祝儀がほぼ途絶えていることは既に述べたが、長寿祝においても同様で、嫁いだ者からみて孫の代の長寿祝は途絶えている。

表2-2 誕生祝にみる社会関係

No.	年 (西暦)	事項	合計人数	Q 集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
M家 1	昭和5 (1930)	9代目長女 誕生祝	30	14	13	7代目妻の親元2 8代目先妻の親元とその親族2 8代目後妻の親元2 9代目妻の親元とその親族4 分家2 不明1	村内1 不明2
N家 1	明治40 (1907)	5代目長男 誕生祝	14	9	4	4代目妻の親元2 5代目姉妹の嫁ぎ先2	不明1
		端午初節句	16	8	6	4代目妻の親元2 5代目妻の親元とその親族3 5代目姉妹の嫁ぎ先1	近隣集落1(木挽) 不明1

注:集落…現自治会、『郡中大略』では村と表記されているが、表内では表記を統一した。また、「村内」は旧万倉村内、「村外」は旧万倉村外を指す。以下同様。

誕生祝については、M家9代目には7人、N家5代目には6人の子どもがいたが、記録が残っているのは、この各家1つずつである。各家に残っている記録がいずれも長子のものであり、他のきょうだいの記録がないのは、長子のみ記録をとったのか、あるいは他のきょうだいのものは紛失したのかは定かでない。N家の「その他」欄の関係不明分は親族の可能性もある。ともあれ、ここでも親族のみならずQ集落内の多くから祝儀を受け取っていることがわかる。また、隣接集落1（木挽）は後（大正3年）にN家が本家を新築するときの木挽棟梁となっている。N家が山林を有していることから、仕事の関係で当初より懇意な間柄だったのかもしれないが、後述するように明治41年の納屋新築時にも同人より祝儀を受け取っていることから、5代目誕生の頃は、納屋新築の時期と照らすと施主と業者の関係だった可能性もある。

表2-3 新築祝にみる社会関係

No.	年 (西暦)	事項	合計人数	Q集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
M家 1	昭和26 (1951)	納屋上棟 祝儀	23	13	9	8代目先妻の親元1 9代目妻の親元とその親族6 分家1(B) 不明1	不明1
N家 1	明治41 (1908)	納屋新築 祝儀	13	7	5	4代目妻の親元2 4代目の娘の嫁ぎ先1 5代目妻の親元2	近隣集落1（木挽）
N家 1	大正3 (1914)	本家新築 祝儀	22	15	7	4代目妻の親元とその親族2 4代目の娘の嫁ぎ先2 5代目妻の親元とその親族3	—
N家 3	昭和26 (1951)	納屋上棟祝	31 + 2組	13 + 2組	12	4代目の娘の婚家2 5代目妻の親元とその親族2 5代目娘/息子の婚家5 6代目妻の親元とその親族3	6代目村内友人2 不明4

新築祝も、各家ともほぼQ集落内と親族とに贈与者が限定される。親族については、「N家1」（明治41年）には見られる4代目妻の親元が、「N家3」（昭和26年）には見られない。昭和26年は6代目が当主となっており、婚礼祝儀や長寿祝と同様、嫁いだ者からみて孫の代の新築祝も途絶えている。「N家3」（昭和26年）の集落内「13+2組」は、個人13人とは別に「上組一同」「下組一同」から、それぞれ「豆腐」と「にしめ」（煮メと記載）が贈られている。Q集落は、日常の互助範囲が一組7～8戸程度の上組と下組に分かれており、M家とN家はいずれも下組に属していた。葬儀の手伝いなどは、かつては当該世帯が属する組の者が担っていたが、やがて時代が下るにつれて戸数の減少と共に集落全体で手伝うようになったという。

祝儀をめぐる社会関係についてまとめておこう。最も新しい記録が1951年と限定されるが、まず、親族関係について、N家の親族では、嫁いだ者からみて孫の代の祝儀は途絶えている。M家については記録年の性質上、経年変化の分析はできないが、M家は、分家とはN家の姻族よりは累世代的な関係を維持している。

一方、集落内の関係については、多くの場合、集落戸数のほぼすべての家から祝儀が贈与されていることになる。集落内からの贈与数が少ないものは、上述した下組のみからなのか、集落の有志からなのかは明確ではない。

3.2 葬礼

表3-1にM家の、表3-2にN家の社会関係を示した。葬礼記録は祝儀に比べて保管されている期間が長く、M家は明治29（1896）～昭和47（1972）年までの76年間、N家は文政6（1823）～昭和25（1950）年の127年間の変化を分析することが可能である。

親族関係については、M家の場合、時代が下っても後の世代が加わるだけで、血縁が遠くなくても、親戚との関係は分家・姻族ともほとんど途絶えていない。戸主が再婚した後も、先妻の親元やその親戚との交流がしばらく続いている。1972年、M家10代目葬儀のときの親族数が多くなっているのは、M家9代目の妻がN家6代目の妹で、M家とN家が姻戚関係となった上に近所づきあいが続いたこと、M家10代目、N家6代目、さらにN家7代目のきょうだい数が多かったことなどが理由である²⁾。一方、N家の場合、江戸時代のもは「地下」（Q集落）ほか住所が記入してあるものが多いので、地理的に居住地はある程度把握できるが、親族関係については明確ではないものも多い。親族関係が明確な時代限定ではあるが、4代目の葬儀時には3代目妻の親元からの、5代目とその妻の葬儀時には4代目妻の親元からの香典は途絶えており、姻戚関係がM家ほどは累積していない。

集落内については、当時の人口や世帯数が正確に把握できないため推測の域を出ないが、1950年代頃までは、集落内の

ほとんどすべての家から香典を受け取っていたと思われる。ただし、M家の記録では、江戸末期から明治初期にかけて、戸主またはその配偶者の葬儀と比較して、それ以外の者の葬儀では集落内の参列者が少ない傾向がみられる。戸主またはその配偶者以外の葬儀の際は、参列者も下組のみだった可能性もあるが、特別親しかった者が参列したという見方も否定できない。

表3-1 香典控にみる社会関係：M家

No.	西暦	逝去者	合計 人数	Q 集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
1	1896	6代目	23	12	6	8代目の親元1 分家2 7代目妻の親元2 不明1	近隣集落4 隣村1
2	1913	6代目妻	25	12	9	7代目妻の親元2 分家2 8代目の親元2 8代目先妻の親元2 不明1	近隣集落3 村内1
3	1915	8代目先妻	19	12	7	7代目妻の親元1 分家2 8代目先妻の親元1 不明3	—
4	1926	7代目妻	28	12	11	7代目妻の親元2 8代目先妻の親元2 8代目後妻の親元1 分家2 8代目弟の妻の親元1 不明3	8代目弟の勤務先3 村内1 村外1
5	1928	7代目	29	11	12	7代目妻の親元2 8代目弟1 8代目(養子)の親元1 8代目先妻の親元2 分家2 8代目後妻の親元1 不明3	8代目弟の勤務先3 近隣集落1 村内1 村外1
6	1940	9代目二女 (10代目姉)	33人 + 3団体	15(14戸)	13	8代目先妻の親元2 8代目後妻の親元2 9代目妻の親元とその親族5 分家2 不明2	村外1 団体3(二女出身分教場, 在籍小学校児童・職員) 不明4
7	1946	8代目三男 (9代目弟)	44 + 1団体	17 1団体	11	8代目(養子)の親元1 8代目先妻の親元2 分家1(B) 8代目後妻の親元2 不明1 9代目妻の親元とその親族4	村外6 不明10 (計16)
8	1950	8代目後妻	43	13	17	7代目妻の親元2 8代目(養子)の親元1 8代目先妻の親元2 8代目の弟1 8代目後妻の親元2 9代目妻の親元とその親族4 分家2 不明3	村内1 村外2 不明10 (計13)
9	1952	9代目 *破損分 不明	29	14	11	8代目の親元1 分家1(A) 8代目弟の子ども2 不明3 9代目妻の親元とその親族4	近隣集落(友人)1 不明3
10	1963	8代目	35	7	21	7代目妻の親元2 8代目の親元1 8代目先妻の親元2 8代目後妻の親元2 8代目弟とその親族2 9代目の妻の親元とその親族4 9代目の娘の婚家3 10代目妻の親元1 分家3(A1, B2) 不明1	楠町万倉地区外4 不明3 (計7)
11	1972	10代目	123	10 (内他出 者3)	38	8代目先妻の親元2 8代目の娘の婚家1 9代目の娘の婚家とその親族12 9代目の妻の親元とその親族15 10代目の妻の親元とその親族5 分家2 不明1	友人・知人21 10代目の勤務先21 10代目の所属団体6 農林業関係者8 10代目妻の勤務先5 10代目妻の実家の近所1 10代目の子ども関係5 その他5 不明3 (計75)

注：人数とは、香典控に記載されている人数である。

表3-2 香典控にみる社会関係：N家

No.	西暦	逝去者	合計 人数	Q 集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
1	1823	1代目*	28	17	—	—	近隣集落7 不明4 (内1は菩提寺?)
2	1838	1代目妻*	23	15	—	—	近隣集落5 不明3 (内1は菩提寺?)
3	1841	3代目の子*	6	5	1	3代目妻の親元1	
4	1858	2代目*	30	19	1	不明1	近隣集落8 不明2 (内1は菩提寺?)
5	1870	3代目の子*	11	6	4	3代目妻の親元1 不明1 4代目妻の親元2	近隣集落1
6	1871	3代目妻	23	9	6	3代目妻の親元1 不明1 4代目妻の親元4	近隣集落7 隣村1
7	1878	4代目の子	15	7	4	3代目妻の親元1 不明1 4代目妻の親元2	近隣集落4
8	1878	4代目の子	13	6	4	3代目妻の親元1 不明1 4代目妻の親元2	近隣集落3
9	1916	4代目	27	16 (14戸)	7	4代目妻の親元2 4代目娘(婚家)2 5代目妻の親元とその親族2 不明1	村内1 隣村2 不明1
10	1917	4代目妻	23	14 (13戸)	5	4代目妻の親元2 4代目娘(婚家)2 5代目妻の親元1	村内2 隣村2
11	1947	5代目	38	15 (内他出 者1)	13	4代目娘(婚家)3 5代目妻の親元とその親族4 5代目娘(婚家)4 6代目妻の親元2	村内10
12	1950	5代目妻	23	12	10	4代目娘(婚家)1 5代目妻の親元とその親族3 5代目実子(婚家)5 6代目妻の親元1	村内1

注：No.1, No.2の「その他」には親族が含まれると思われるが、明確ではない。また、No.1~5の*については表1の注の通りである。

さて、M家は、1963年に集落内の参列者数が減少し、1972年に多くなっている。詳細をみると1963年は集落内7戸7人だったものが、1972年では7戸10人となる。1972年の7戸のうち1戸は、当時Q集落内の親戚を頼って山口県外から転居し、一時集落内に居住していた者である。また、集落内に居住する親子から別々に香典を受け取っているケース(1戸2人)、集落内に居住する親子と集落外に居住する子から別々に香典を受け取っているケース(1戸3人)、すでに集落外に転居した者(1戸1人)を含んでいる。

「その他」については、N家は比較的居住地が明確な人が多いのに対しM家は住所や関係不明の者が多く、全体的にM家のほうがN家より参列者が多い。M家はN家に比べ親族関係が累積しているだけでなく、集落外においても交流関係が活発だったのであろう。

また、M家8代目の葬儀の参列者がその前に比べても全体的に少ないのは、8代目が90歳という高齢で亡くなったことや、息子世代が早世したことが影響しているだろう(表3-1 No.7, No.9)。M家9代目(No.9)は村議会議員経験者で46歳で亡くなっており、親族や集落内以外の参列者が多かったと予想されるが、記録が破損しており詳細は不明である。

ところで、M家10代目の葬儀時(1972年)には、Q集落と親族外の参列者が多くなっている。多くは万倉地区内であるが、先代からの知人、同級生等のみならず、家業の農林業を通しての農協や農機具メーカーや林業仲間(表3-1「農林業関係者」、消防団や猟友会などの地域集団(表3-1「10代目の所属団体」)、10代目の勤務先、妻の勤務先、子どもの関係(当時小学生だった10代目の子どもが通学している学校や、子どもの友人の保護者)など、参列者が多様化する。山村における社会関係の多様化は、住民の生活構造の多層化を示唆する。山村住民の生活は、農林業のみに従事していた頃に比べると、農林業と第二次・第三次産業との兼業が進めば社会関係が多様化するという事は、想像に難くない。

もう一つ、一事例から結論づけるのは早計であるが、香典控の記録から議論の余地があるのは、葬儀参列の慣習の変化である。Q集落の住民は高度成長期前までは自給自足的な生活を営んでいたと集落住民は認識しているが、決してQ集落内で孤立した生活を送ってはいない。明治時代より子どもは万倉村中心部の学校に通学し、集落外の友人ができる機会を有していた。また、生業に必要な関係(生産品の出荷、生産に必要な物品の購入等)は集落外、さらには村外にも広が

り、買い物の多くは万倉中心部の商店でおこなわれていた。葬儀の参列者が集落内と親族にはほぼ限定されていたのは、親族と集落内のみで社会関係が閉じられていたというより、当時は同一集落在住ではなく親族でもない人が葬儀に参列する習慣がなかったとみたほうがよいであろう。

3.3 火事見舞

表4に火事見舞にみる社会関係を示した。M家、N家とも明治末で同時期であることから社会関係の推移を分析することはできないが、当時の火災発生時の支援状況を確認することができる。また、M家とN家の見舞件数の相違は、各家の社会関係の広さの差か、火災規模の差か、明確な理由は明らかではない。

表4 火事見舞にみる社会関係

No.	年 (西暦)	事項	合計 人数	Q集落内 の人数	親族関係と人数		その他の内訳と人数
					計	内訳・人数	
M家 1	明治33 (1900)	火事見舞	125 + 14集落 + 4団体	10	9	7代目妻の親元とその親族2 8代目の親元1 8代目後妻の親元2 分家2 不明2(夫婦)	村内：集落12, 団体4 個人72 村外：集落2, 個人23 不明：個人11 計：集落14, 団体4 個人106
N家 1	明治38 (1905)	火事見舞	42 + 9集落	19	3	3代目妻の親元1 4代目妻の親元2	村内：集落8, 個人14 村外：集落1, 個人5 不明：個人1

まず、集落内をみよう。冒頭に述べたように明治43年の戸数が20戸という記録があることから、N家の集落内の人数は、ほぼQ集落の戸数とみてよいだろうが、その6年前のM家の火事の際に集落内の人数が約半数であるのも、理由は不明である。他の記録からその直前の数年間に大きな人口の変動があったとは考えにくく、単なる記録漏れか、M家と集落内住民との交流の濃淡かではないかと思われる。親族については、M家は祝儀・不祝儀同様の見舞がみられるが、N家では少ない。

注目すべきは「その他」である。見舞者が個人名でなく集落名や団体名のもも多く見られる。M家、N家とも「村内」はほぼQ集落周辺の集落である。Q集落は隣村との村境に近い場所にあることから、見舞があった村外の集落も、Q集落からは万倉村中心部より距離的には近い位置にある。M家にみられる「団体」とは、村役場有志2グループと、M家の子どもが通う小学校の同級生、小学校の教員からである。一方、個人からの見舞の多くは万倉村内在住者であるが、村外からの見舞もある。特にM家は村外の個人からの見舞が23人と多く、うち13人は隣接する吉部村在住者であるが、吉部村はM家の親族と強い関係がある場所ではないことから、平時より何らかの関係があったものと思われる。

M家、N家とも、明治末期の香典や祝儀控にみる社会関係は、多くは集落内住民と親族であった。しかし、火事見舞については集落外、村外にまで見舞者が広がっており、当時の、地域住民による共助のありようの一端をうかがい知ることができる。そしてまた、このことは、当時の山村集落の社会関係が状況によって異なり、多層的であることを示している。

4. おわりに

ここでは本稿の分析のまとめと、本研究の課題について述べる。

まず、本稿では、宇部市万倉地区Q集落のM家、N家に伝わる金品授受控から、祝儀(長寿祝、誕生祝、新築祝)、香典、火事見舞について社会関係を分析した。祝儀は、分析年が限られているが、長寿祝、誕生祝、新築祝とも、贈与者が親族とQ集落内住民にはほぼ限定されていることが明らかになった。別稿で婚禮祝儀について分析した際は、親族と集落以外の贈与者もいたもので、それとは異なる傾向がみられた。香典控では、親族や集落以外の者からのものもみられるが、大きく違いが見られるのは1972年のもので、葬儀参列者が多様化する。火事見舞は明治末期のみの記録であるが、親族や集落以外の、周辺在住の個人だけでなく集落単位での見舞が多く見られた。これらから、出来事や行事によって関わる人や集団が異なり、社会関係の多様性が見いだせた。

また、経年変化をみると、親族関係では、M家では分家・姻族ともN家よりは長期にわたって関係が続いているが、N家では姻族との関係は、金品授受控で見る限り、嫁いだ者からみて孫の世代になると関係が途絶えている。冒頭に触れたが、笹森が「特殊事情」と述べた昭和27、28年の札幌における葬礼にみる親族関係の状況は、本研究におけるN家の

親族関係においては婚礼祝儀以外にも当てはまるものであった。一事例だけで結論づけるのは早計だが、笹森が言う昭和27、28年頃の札幌が、果たして特殊事情だったのかを再考する必要がある。

一方、集落内では、ほぼQ集落の全戸、あるいは状況によっては当該世帯が属する組（上組、下組）のほぼ全戸が、1950年代頃までは、それぞれの戸の冠婚葬祭のたびに、相互に祝儀や不祝儀、見舞等を贈与しあっていたとみてよいだろう。それが1960年代になると、集落内の関係に変化が見られる。集落外での社会関係の比重が大きくなるにつれて、集落内の社会関係の閉鎖性や拘束性が自覚されるようになってきたのかもしれない。

本研究の課題だが、第一に、本稿で分析した事例の特殊性と普遍性に関する検討である。一つは金品授受記録の先行研究等と比較し、本事例の特徴を明らかにする必要がある。特に本研究は山村の事例を取り上げていることから、先行研究で蓄積されている平場農村の農家や街場の商家などとの事例と比較することで、山村事例の特徴が見えてくるだろう。

第二に、社会関係のみならず贈答品の分析である。山口睦は、農村や山村では生産と贈与の関係が検討すべき課題となると指摘したが（山口2012：167）、「昭和初期の山村では、贈り物に用いる品物に象徴的価値があり、または、実用的価値が優先され生業と贈り物は直接結びついていなかった」という（山口2012：186）。有賀喜左衛門も、贈答は日常の相互扶助に対しては特別の場合であることから、生活の象徴的意味が強められており、昭和初期においても節季の贈答はもちろん、不定期の贈答においても手廻り品の贈与されることは葬儀の場合を除いて非常に少なかったと述べている（有賀[1934] 1968：208）。実際に、本研究においても、婚礼祝儀に関してM家、N家の記録を見る限り、贈答品に生業との関係を見いだすことはできなかったのは別稿で述べたとおりである。一方で、葬儀の場合には手廻り品の贈与が多く、その内容と変遷の分析は当時の生活理解の助けとなる。また、M家、N家の葬儀記録においても手廻り品の贈与とその変化が見られる。また、火事見舞では葬儀以上に手廻り品の贈与がみられ、その分析により当時の生活理解を一層深めることができる。本稿では分析しなかったが機会をあらためて報告したい。

[謝辞]

本研究にあたっては、M家およびN家には資料を提供していただいた、また、M家、N家はじめQ集落関係者には聞き取り調査のご協力をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げます。

[注]

- 1) 明治43年の戸数は「廣予神社550年祭寄附帳」（M家所蔵）、昭和25年頃の人口は『山口県厚狭郡史』（1951）、その他戸数は聞き取りによる。
- 2) M家10代目には成人した姉妹が5人、N家6代目は弟妹が5人、N家7代目は成人した弟妹が4人いる。早世した者がいるため、成人した者の数と誕生のところに記載されている子ども数とは必ずしも一致しない。

[文献]

- 有賀喜左衛門 1968「不幸^{いんしん}信帳からみた村の生活——信州上伊那郡朝日村を中心として——」『有賀喜左衛門著作集V——村の生活組織』未来社199-252。
- 原田卓雄 1980『楠町の歴史』楠町役場。
- 倉重加代 2014「わが国山村の社会学的研究の特色と課題」『西日本社会学会年報』12: 65-77。
- 2017「山村住民の生活構造（2）——婚礼祝儀を事例として——」『鹿児島女子短期大学紀要』53: 25-32。
- 笹森秀雄1955「都市における社会関係に関する実証的研究」『社会学評論』22:58-83（三浦典子・森岡清志・佐々木衛編1986『リーディングス日本の社会学5 生活構造』東京大学出版会所収）。
- 山口睦 2012『贈答の近代——人類学からみた贈与交換と日本社会』東北大学出版会。
- 『郡中大略 舟木裁判』毛利家旧蔵本。

(2018年8月2日 受理)